

平成28年第2回市議会（臨時市議会）

総務委員会 梅原 和喜

第76号議案

長崎市庁舎の建設地に関する住民投票条例について

開催日 平成28年5月25日（水）



■首題の件、住民の署名29,959人が集まったことを受け、県が建設を予定している施設等との複合型施設として、県庁跡地に建設することへの賛否を問う、住民投票を実施する為の条例の制定請求が提出されました。

（1）本会議では、住民投票には反対であるとの答弁を田

上市長が行いました。以下に総括を記載します。

①市庁舎の建て替え方針については、現在から将来にわたる長崎市のまちづくりを考えたものであるとともに、市民の利便性の向上、事業期間、コストなど、多面的に評価・検討し、決定したこと。

(2) この方針は、市議会からのご意見、市民懇話会や市民アンケートなど通じた市民の皆さんのご意見を十分に踏まえ、長年議論を重ねながら決定しており、これまで同様、議会に諮り推進していくべき施策であること。

(3) 県庁舎跡地については、県が主体であることから、住民投票の結果が及ぶものではないこと。

このような経過及び状況を踏まえ総合的に判断すると、住民投票条例は制定すべきものではないと考えている。

本件は総務委員会へ付託されました。



総務委員会

梅原和喜委員長 山口まさよし副委員長

委員 野口達也委員、馬場尚之委員、筒井正興委員

每熊政直委員、吉原 孝委員、永尾春文委員

深堀義昭委員、内田隆英委員

関係理事者、委員外議員、傍聴者

・今回の議案は市民の関心も高く多くの傍聴者が出席されたので委員会室を2部屋使用し、開催しました。

午前 ・意見陳述機会の付与についての決定

⇒通知・告示・公表

- ・ 請求代表人を参考人として招致する事について
- 午後
- ・ 請求代表者の意見陳述
 - ・ 請求代表者（参考人）に対する質疑
 - ・ 理事者の説明 ⇒ 質疑

その後の本会議で委員長中間報告を実施。

★概略

- ・ 種々議論を重ねた結果、解決すべき課題や整理すべき事項が残っており、まずは県の意向確認を行うなど、課題の整理を行うことが必要である。
- ・ さらに慎重に審査を行うために、本議案を継続審査とすべきであるとの意見が出された。
- ・ 採決の結果、全会一致で本議案を閉会中もなお継続審査を要するものと決定し、議長に報告した。
- ・ なお、委員会では、議会として県への意向確認を行う必要があることを確認した。
- ・ 議長との協議の結果、正副議長、正副委員長及び関係理事者において、日程調整の上、県へ意向確認を行うことに

なった。

★その他

今回の委員会では、中村俊介委員長の辞任に伴い、梅原和喜委員長が指名、選任されたことを付記します。